
PCB含有塗膜に関する調査結果及び 今後の実施方法案

令和6年度調査結果（令和7年3月末時点）

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

調査対象施設

- (1) 橋梁
 - ① 道路橋（農道、臨港道路等における橋梁を含む。）
 - ② 鉄道橋（旧国鉄・JRの標準仕様に基づくものは除く。）
- (2) 洞門
- (3) 排水機場・ダム・水門等
- (4) タンク
 - ① 石油貯蔵タンク
 - ② ガス貯蔵タンク
- (5) 船舶（鋼製のものに限る。）
- (6) その他

※ (1) ~ (3) (排水機場) はPCB含有塗膜の発生が確認されたもの。(3) (排水機場以外) ~ (6) は関係団体への調査、既存の標準仕様からPCB含有塗料の使用の可能性があるもの。
※昭和41年~昭和49年までに建設又は塗装の塗替えが行われ、屋外に設置されたものが調査対象。



橋梁



洞門



排水機場



鋼製タンク



石油貯蔵タンク



ガスタンク



水門



船舶

調査対象施設数（令和6年度末時点）



- 209の機関・事業者において、35,485の調査対象施設が存在し、地方自治体が80%(28,285施設)を占める。
- 全体の83%(29,467施設)が橋梁であり、次いで排水機場・ダム・水門が10%(3,459施設)である。

		回答のあった 機関及び 事業者の数	調査対象施設数							
			合計	(1) 橋梁	(2) 洞門	(3) 排水機場・ ダム・水門	(4) タンク	(5) 船舶	(6) その他(水道 橋・鉄塔等)	
調査区分	各省庁	自ら施設	22	5,433	4,824	75	429	20	0	85
		関係業界団体等	58	1,198	892	0	261	36	0	9
		監督民間事業者	5	509	0	0	0	1	0	508
		各省庁 合計	85	7,140	5,716	75	690	57	0	602
	各自治体	都道府県	38	22,640	20,062	109	1,799	60	0	610
		政令市	81	5,645	3,689	1	970	102	0	883
		各自治体 合計	119	28,285	23,751	110	2,769	162	0	1,493
	船舶	省庁による調査	2	2	0	0	0	0	2	0
		都道府県による調査	9	57	0	0	0	0	57	0
		政令市による調査	1	1	0	0	0	0	1	0
		船舶 合計	12	60	0	0	0	0	60	0
	総合計(令和7年3月末調査)		216	35,485	29,467	185	3,459	219	60	2,095

【参考】(前年度令和6年3月末調査)総合計	206	35,194	29,717	277	3,246	185	58	1,711
-----------------------	-----	--------	--------	-----	-------	-----	----	-------

調査対象施設の塗膜管理について（令和6年度末時点）

- 塗膜のPCB含有濃度を管理すべき施設 35,485施設のうちの90%(32,026施設)がPCB含有有無を把握済みであり、そのうち82%(26,272施設)でPCB不検出等。
- PCB含有濃度測定済みおよびPCB不検出等である32,026施設のうちの0.4%(135施設)で5,000mg/kg～10万mg/kgが検出。

		合計	PCB含有濃度測定を行うべき施設数						PCB含有濃度未測定施設数	
			合計	PCB含有濃度測定済みの施設数						
				5,000mg/kg～10万mg/kg	500mg/kg～5,000mg/kg	50mg/kg～500mg/kg	0.5mg/kg～50mg/kg	PCB不検出等 ^(※1)		
調査区分	各省庁	自ら施設	5,433	4,205	52	40	75	547	3,491	1,228
		関係業界団体	1,198	1,147	12	16	18	343	758	51
		監督民間事業者	509	496	0	2	5	92	397	13
		各省庁 合計	7,140	5,848	64	58	98	982	4,646	1,292
	各自治体	都道府県	22,640	20,895	42	59	105	3,039	17,650	1,745
		政令市	5,645	5,279	28	56	25	1,196	3,974	366
		各自治体 合計	28,285	26,174	70	115	130	4,235	21,624	2,111
	船舶	省庁による調査	2	0	1	0	0	0	1	0
		都道府県による調査	57	1	0	0	0	1	0	56
		政令市による調査	1	1	0	0	0	0	1	0
船舶 合計		60	4	1	0	0	1	2	56	
総合計(令和7年3月末調査)		35,485	32,026	135	173	228	5,218	26,272	3,459	
【参考】(前年度令和6年3月末調査)総合計		35,194	29,249	133	145	215	5,408	23,384	5,945	

(※1) PCB不検出等は、調査の上、塗装の完全塗り替え、調査対象期間外の建設時期等から判明したものも含まれる。

塗膜くずを保管する施設数・保管塗膜量（令和6年度末時点）

- 1,661施設で2,417トンのPCB含有塗膜くずを保管。
- PCB含有塗膜くず保管量の69%(1,674トン)がPCB含有濃度0.5mg/kg～50mg/kgの塗膜くず。

			PCB塗膜くず					PCB含有濃度未測定	
			5,000mg/kg～10万mg/kg	500mg/kg～5,000mg/kg	50mg/kg～500mg/kg	0.5mg/kg～50mg/kg			
調査区分	各省庁	自ら施設	保管施設数(件)	290	0	33	25	232	4
			保管数量 (トン)	877	0.0	312	158	407	5
		関係業界団体	保管施設数(件)	46	0	3	4	39	0
			保管数量 (トン)	515	0	10	155	350	-
		監督民間事業者	保管施設数(件)	0	0	0	0	0	0
			保管数量 (トン)	0	0	0	0	0	0
	各自治体	都道府県	保管施設数(件)	1,096	11	18	41	1,026	8
			保管数量 (トン)	625	25	22	41	537	0.02
		政令市	保管施設数(件)	244	9	3	1	231	0
			保管数量 (トン)	400	10	8	2	380	0
総合計		保管施設数(件)	1,676	20	57	71	1,528	12	
		保管数量 (トン)	2,417	35	352	356	1,674	5	

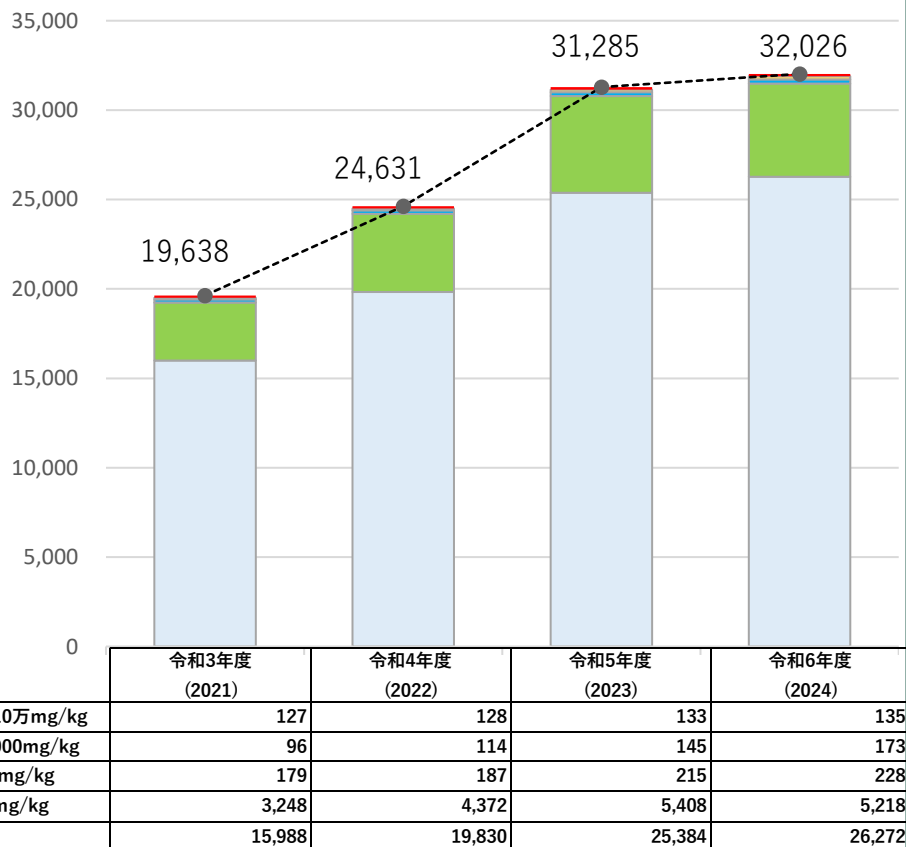
PCB含有塗膜調査結果(施設数)推移グラフ(令和3年度～令和6年度)



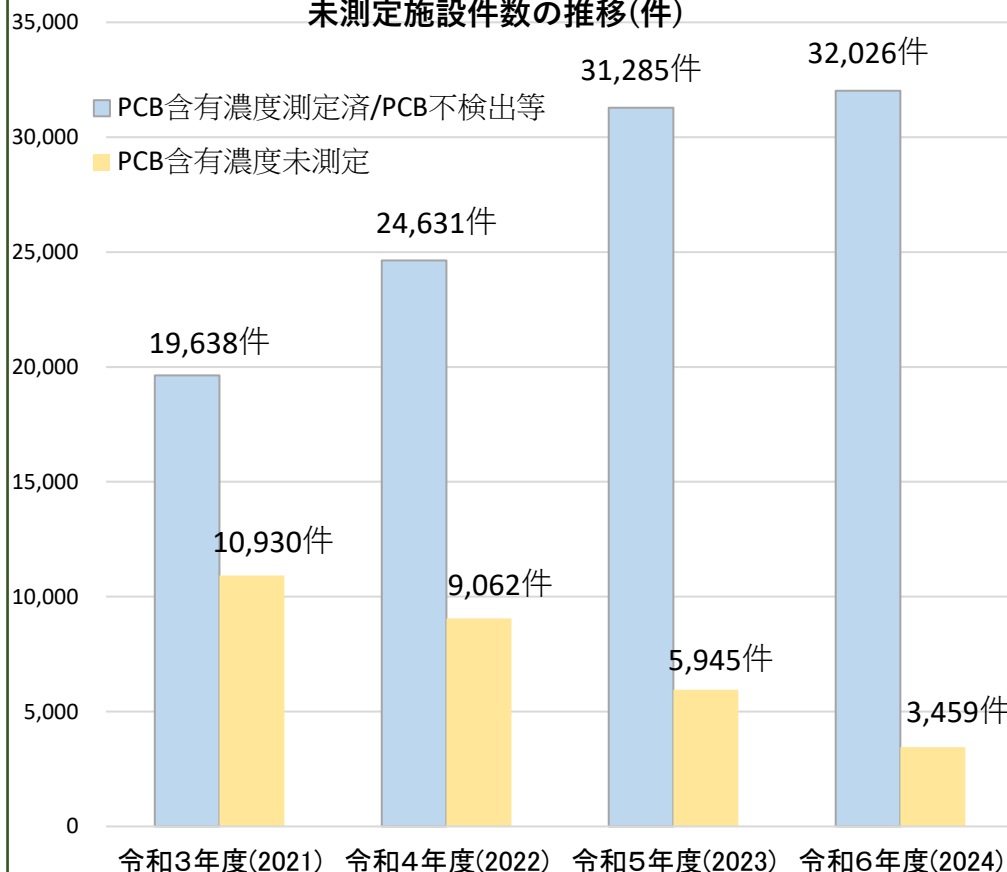
- PCB含有廃棄物該当の塗膜施設は、令和5年度から令和6年度にかけて横ばい。(令和6年度*5,754件)
*(PCB含有濃度0.5mg/kg～10万mg/kgの施設件数のR6年度合計=5,754件)

- PCB含有濃度測定済み/PCB不検出等施設は、令和5年度から令和6年度にかけて横ばい。(令和6年度32,026件)。
- PCB含有濃度未測定施設は4年連続で減少傾向(令和6年度3,459件)。

PCB含有濃度区別の施設件数の推移(件)



PCB含有濃度測定済み/PCB不検出等施設件数と未測定施設件数の推移(件)

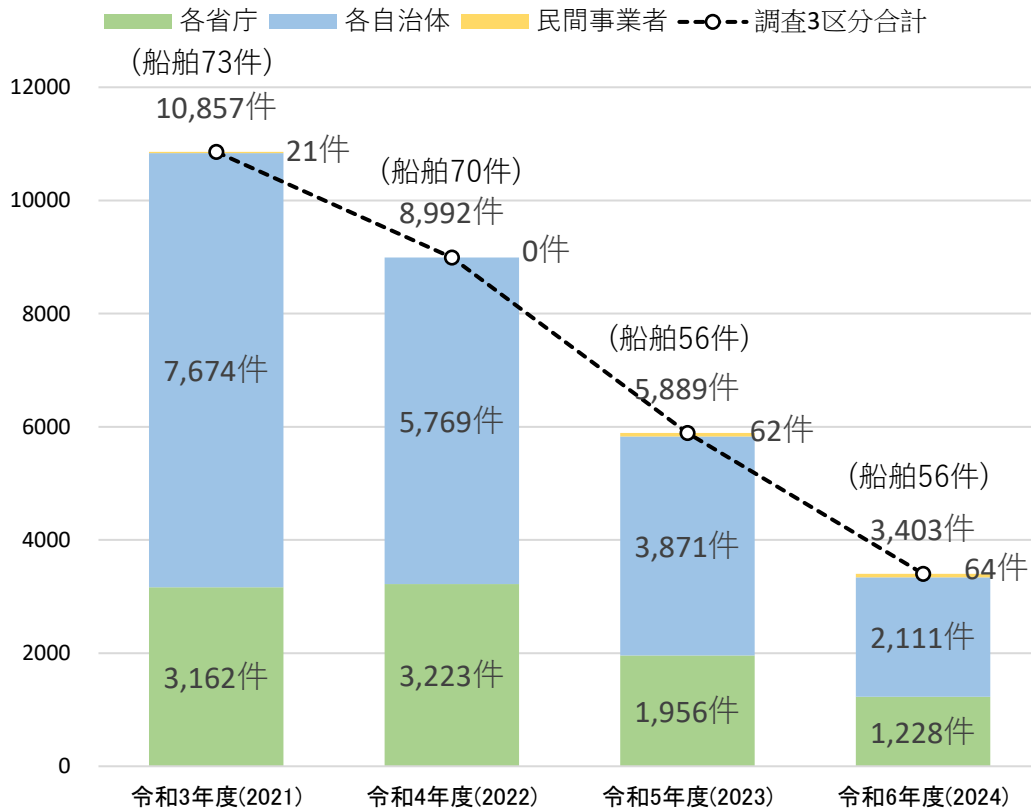


PCB含有濃度未測定施設件数推移グラフ(令和3年度～令和6年度)

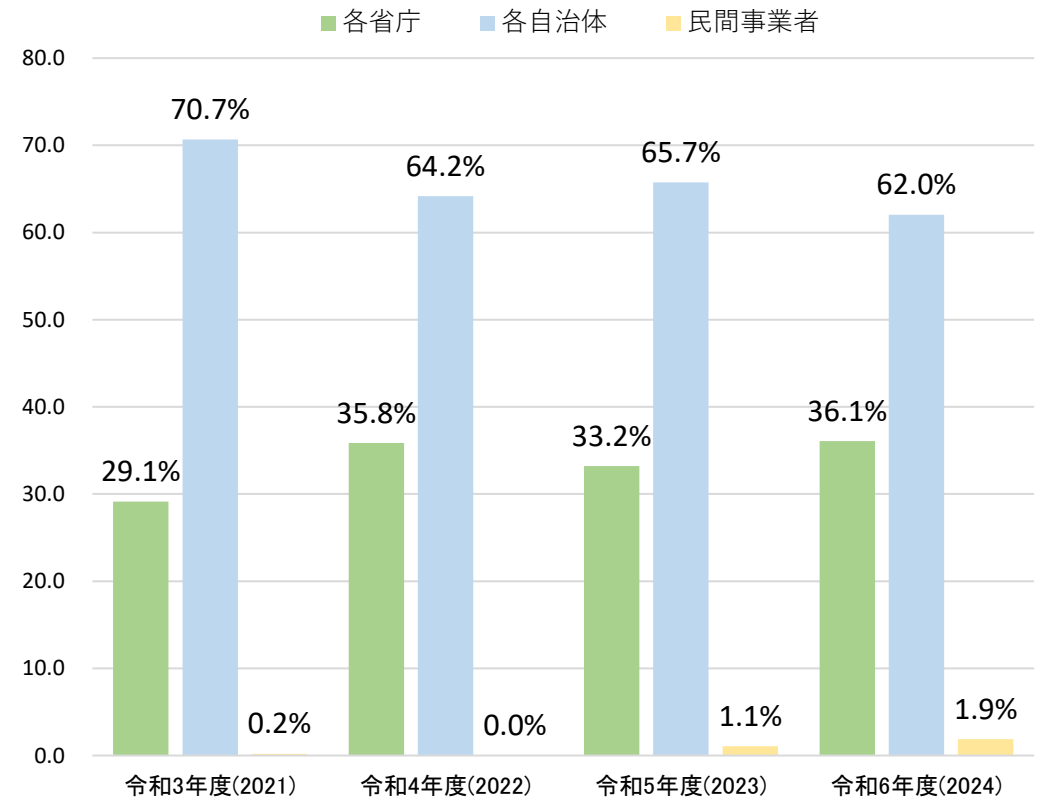
- 全体の濃度未測定件数は減少傾向(令和6年度合計3,403件)
- 各省庁(自ら施設)の濃度未測定件数は減少傾向(令和6年度合計1,228件)
- 各自治体の濃度未測定件数は減少傾向(令和6年度合計2,111件)

- 濃度未測定の施設総数(3,403施設)の内訳は、各省庁が4割、自治体が6割と横ばい。

調査区分別 濃度未測定設件数の推移(*船舶除く)



調査区分別 濃度未測定率の推移(*船舶除く)

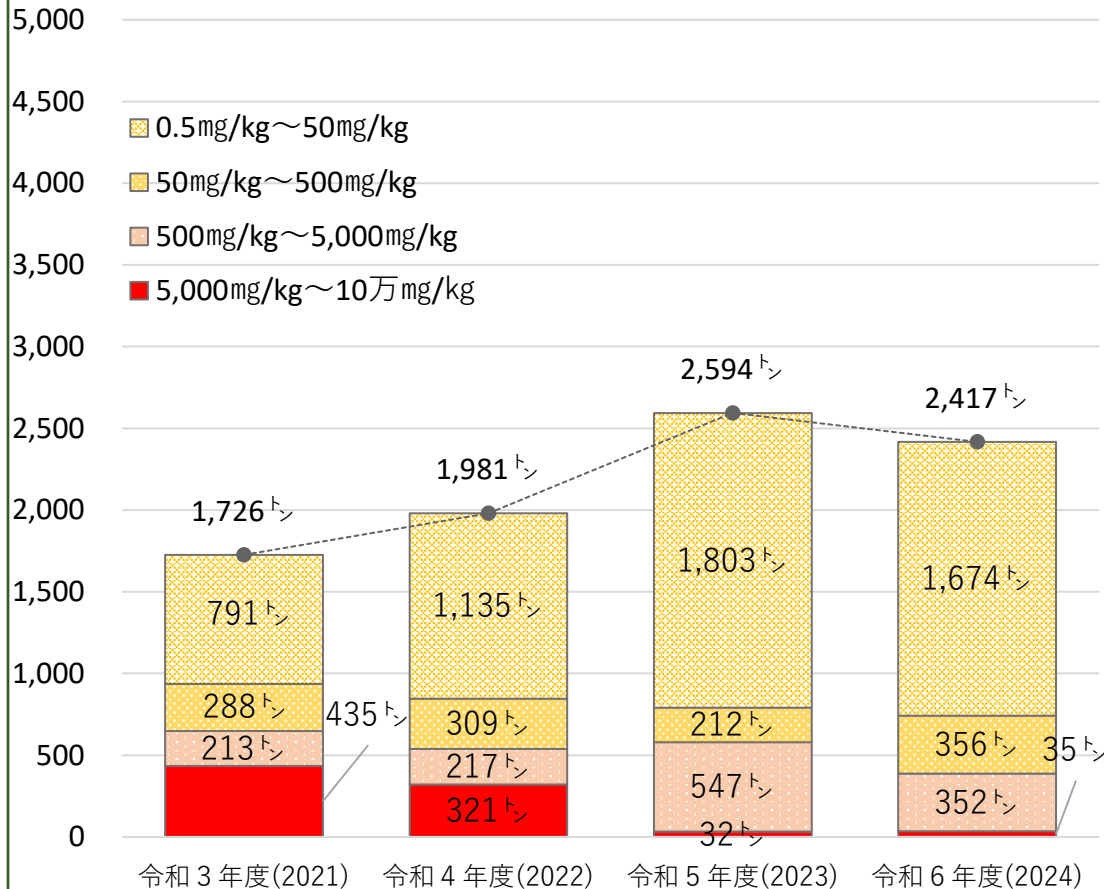


PCB含有塗膜調査結果(保管量)推移グラフ(令和3年度～令和6年度)

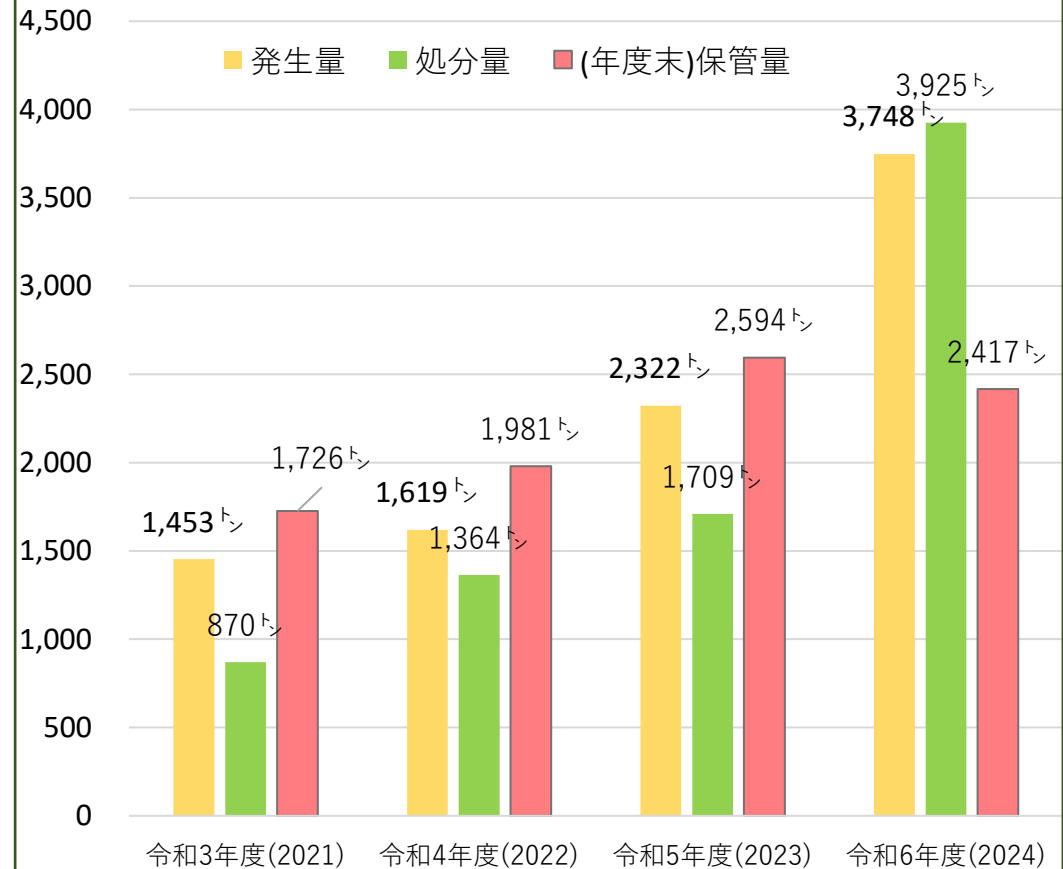
- PCB含有塗膜くず保管量は増加傾向であったが、令和6年度は減少した(令和6年度合計2,417トン)

- 処分量が昨年度比2.3倍となり、処分量が発生量を上回った
- PCB含有塗膜くず保管量は増加傾向から転じ、昨年より減少した

PCB含有濃度区分別 塗膜くず保管量の推移(トン)



PCB含有塗膜くずの発生量と処理量及び保管量の推移(トン)



(当年度発生量=当年度末保管量-(前年度末保管量-当年度処理量))
 (令和3年度(2021)～令和6年度(2024)処分量は無害化処理事業者報告値を使用)

【調査対象施設件数】

- 調査対象施設件数は、令和5年度から令和6年度にかけて横ばい(令和6年度の総合計は35,485件)

【調査対象施設のPCB含有濃度測定】

- PCB含有有無を把握済みの施設件数は、令和5年度から令和6年度にかけて横ばい(令和6年度の合計は32,026件)
- PCB含有濃度未測定の施設件数は、4年連続の減少傾向(令和6年度の合計は3,459件)

【PCB含有濃度未測定施設】

- 自治体の濃度未測定施設件数は減少傾向(令和6年度の合計は2,111件)
- 各省庁の濃度未測定施設件数は減少傾向(令和6年度の合計は1,228件)

【PCB含有塗膜くずの保管量、処理量】

- 塗膜くずの保管量は増加傾向から転じ、令和6年度は減少(令和6年度の合計は2,417トン)
- 処分量は昨年度比2.3倍となり、処分量が発生量を上回った

今後の塗膜調査の実施方法案

■ 対象

- ・府省庁、自治体、民間事業者が管理する橋梁等のうち、調査が未実施となっている3,459施設
 - ① 塗膜がPCB廃棄物として確認された施設等
 - ・・・鋼製橋梁、洞門、排水機場の鋼構造物
 - ② PCB含有塗料が使用された可能性がある施設等
 - ・・・鋼製タンク、石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク、水門・鉄管の鋼構造物、船舶

■ 調査項目

【PCB含有塗膜が塗布された橋梁等の調査項目】 ※赤字を追加

- ・調査対象施設等の名称及び種類、所在する自治体名、PCB含有塗料の塗装年月、**塗膜の飛散等防止措置**、PCB含有塗膜の塗装面積及びPCB濃度、**塗膜剥離予定**、備考

【PCB含有塗膜が塗布された橋梁等からの塗膜の剥離計画】 ※追加

- ・調査対象施設等の名称、所在地、PCB含有塗膜の塗装面積及びPCB濃度、工法、スケジュール、**備考**

【保管中の PCB 含有塗膜に係る情報整理】

- ・塗膜発生施設の名称、塗膜発生施設の種類、塗膜発生施設の所在する自治体名、塗膜保管場所の所在する自治体名、塗膜剥離年月、塗膜の性状（乾燥、湿潤等）、塗膜のPCB濃度、塗膜の量、備考

上記を円滑に進めるため、PCB含有塗膜調査実施要領（第3版）を改訂する。

參考資料

背景

PCBは一部塗料の可塑剤として添加されていたことが知られている。特に一部の塩化ゴム系塗料に使用されており、当該塗料が当時塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からPCBが検出されている。これらのポリ塩化ビフェニル含有塗膜の大部分は塗膜としての使用を廃止した場合、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当すると考えられる。

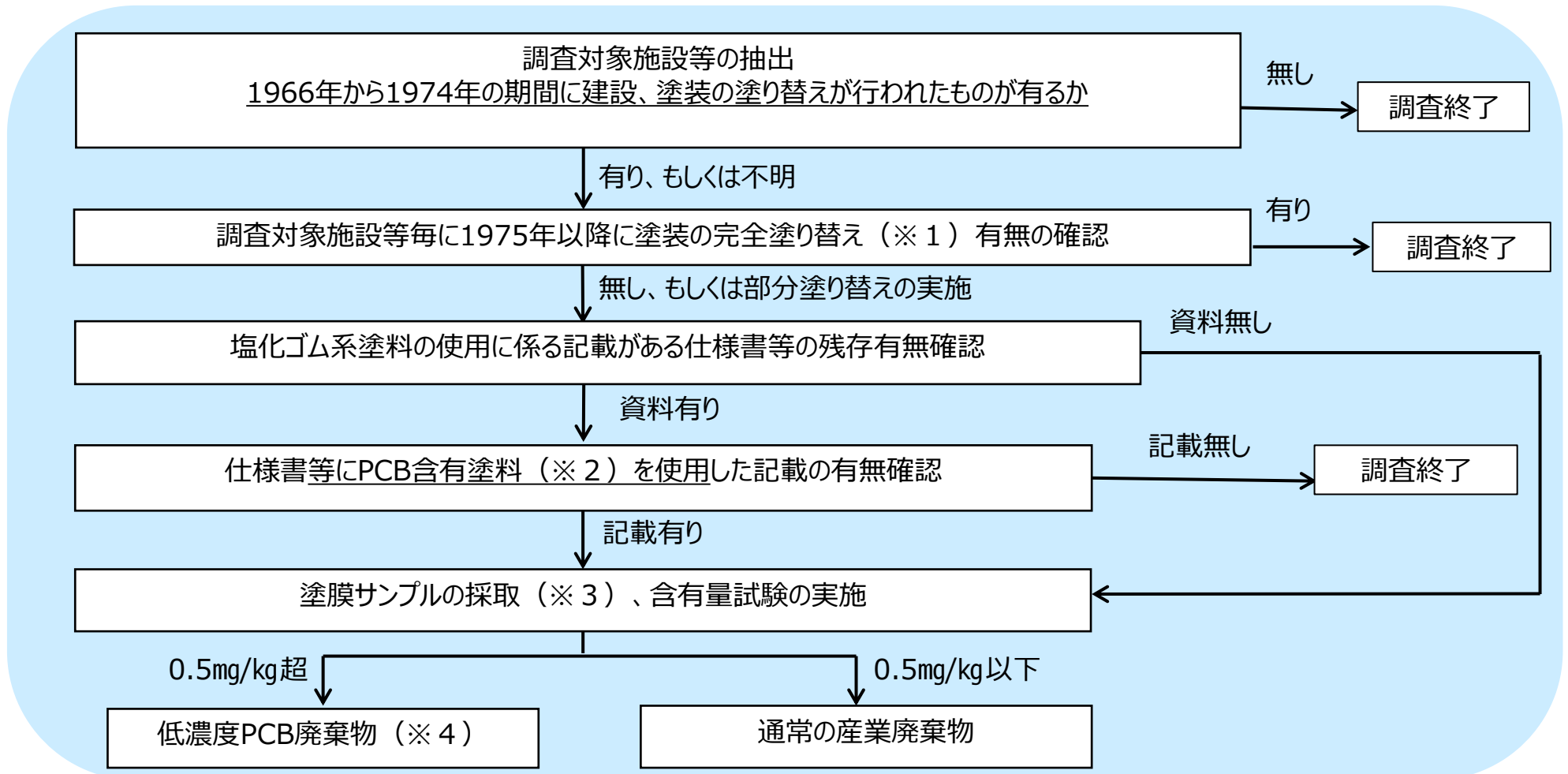
概要

PCB廃棄物については、PCB特別措置法に基づき、処分期間内の処分等が義務付けられていることから、PCB含有塗膜について、環境省が作成した調査実施要領（第3版）等を参照の上、各省庁、自治体、民間事業者において、その保管や処理状況等の調査を行っている。

対象

- **国の機関**：各省庁が自ら保有・管理する施設。環境省から各省庁へ情報提供。
- **自治体**：各都道府県（市区町村含む）・政令市が自ら保有・管理する施設。担当部局が自ら調査し、結果を廃棄物部局がとりまとめ。
- **民間事業者**：各省庁から所管する業界団体へ、業界団体から各事業者へ周知。

調査方法



※1 塗装の完全塗り替えは、1種ケレン（錆、既存塗膜をすべて除去し鋼材面を露出させる方法）、2種ケレン（既存塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる方法。ただし、くぼみ部などに錆／塗膜が残存する。）又はこれらと同等の方法による。

※2 PCBを可塑剤として使用した塩化ゴム系塗料であって、国内4社が1966年から1972年1月までに製造した塗料に限る。

※3 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜サンプリング方法について」（環循規発第1910114号、環循施発第1910113号、令和元年10月11日）別紙参照。

※4 「低濃度PCB廃棄物への該当性の判断基準について」（環循規発第1910112号、環循施発第1910111号、令和元年10月11日）別表参照。

調査結果の更新

- 毎年3月末時点。

令和7年3月末時点の状況

- 各省庁、地方自治体、民間事業者における令和7年3月末時点の調査の状況について、環境省において把握し、情報を整理
 - ① 調査対象施設等の数（昭和41年から昭和49年に建設又は塗装されたもの。一部、それ以外の期間のものも報告されている。）
 - ② サンプル採取及び含有量試験を行うべき調査対象施設等（①のうち、書面等からPCB非含有と判断できないもの）
 - ③ 保管しているPCB含有塗膜（既にPCB廃棄物として保管しているもの）